

令和元年11月1日

各障害者支援施設長様
各障害福祉サービス事業所管理者様
各地域活動支援事業所管理者様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

ノロウイルス食中毒注意報の発令について

みだしの件について、下記のとおり発令されましたので、お知らせいたします。

例年11月から2月にかけて、ノロウイルスを原因とした食中毒が多発する傾向があります。市内においてもノロウイルスによる食中毒が10月に発生し、流行期を迎えることから、注意を促すために「ノロウイルス食中毒注意報」が発令されました。

つきましては、貴施設・事業所におきまして、食品衛生管理について、より一層注意し、食中毒防止に努めていただきますようお願いいたします。

1 発令日

令和元年11月1日（金）

2 有効期間

発令日から令和2年3月31日（火）まで

※食中毒の発生状況に応じて期間中に「警報」を発令することがあります。「警報」は発令時より1週間効力を有し、その後は自動的に効力を失い注意報へ切り替わります。

〔参考〕発令の条件と発令有効期間

	注 意 報	警 報
発 令 の 条 件	ノロウイルス食中毒あるいはその疑いが複数発生するなど、必要があると認めた場合	ノロウイルス食中毒が続発するなど、さらなる注意喚起が必要な場合
発令有効期間	発令日から翌3月31日まで （自動的に解除）	発令日から1週間 （自動的に解除）

3 食中毒の予防方法

- ・調理従業者等の手洗いの徹底及び体調管理
（下痢や嘔吐等の症状がある場合は調理を行わないなど）
- ・食品の十分な加熱（中心温度85～90℃で90秒間以上）
- ・調理器具類の十分な洗浄及び消毒
- ・嘔吐物の適切な処理 など

4 ノロウイルス対策マニュアル

ノロウイルス対策の詳細につきましては、名古屋市公式ウェブサイトを参照ください。

「ノロウイルス対策マニュアル」<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000006363.html>

（障害者支援課指定指導係：972-2578）